

第 93 回定時株主総会招集ご通知に際しての
法令および定款に基づくインターネット開示事項

事業報告の

「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保
するための体制その他業務の適正を確保するための体制」

「株式会社の支配に関する基本方針」

連結計算書類の

「連結注記表」

計算書類の

「個別注記表」

〔 平成 26 年 4 月 1 日から
平成 27 年 3 月 31 日まで 〕

京阪電気鉄道株式会社

上記各事項につきましては、法令および当社定款第 16 条の定めに基づき、
インターネット上の当社ウェブサイト

(<http://www.keihan.co.jp/corporate/ir/info/shareholdermeeting.html>)
に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社および当社を中核とする京阪グループは、「経営理念」を誠実に実践して社会に貢献するとともに、運輸業を基幹としたライフステージネットワークを展開するという特性から、安全輸送の完遂を経営の基本としております。また、更なる経営の品格向上をめざして、経営理念の下に「経営姿勢」ならびに「行動憲章」を定め、法令および社会規範を遵守するとともに高い倫理を保ち、責任ある行動をとる旨を謳っております。このような当社グループの社会的責任を積極的に果たしていくため、「京阪グループCSR委員会」を平成17年7月に設置するとともに、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制（内部統制）の整備を推進し、その整備状況を検証して実効性を高めるため、平成18年6月同委員会の下に「内部統制委員会」を設置しましたほか、次の取組みをおこなっております。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①「京阪グループCSR委員会」の下に「コンプライアンスおよびリスク管理専門委員会」を設置するとともに、コンプライアンス推進組織として当社各部署およびグループ各社にコンプライアンス推進責任者およびコンプライアンス推進担当者を選任しております。なお、本推進組織により、反社会的勢力の排除についても取り組んでおります。
- ②「コンプライアンスおよびリスク管理専門委員会」とコンプライアンス推進組織との間でコンプライアンスリスクに関する情報の相互提供をおこなうことにより、法令違反の未然防止および再発防止を図っております。
- ③「コンプライアンスおよびリスク管理専門委員会」は、階層別研修などの機会を通じてコンプライアンスに関する教育を実施するとともに、コンプライアンス・マニュアルを作成し従業員のコンプライアンス知識の向上を図っております。
- ④財務報告に係る内部統制につきましては、グループ各社の経理担当者と日常的な連携を保つとともに、連結財務諸表作成に際して連絡会を開催して留意事項などを周知しておりますほか、グループ各社を含む業務の文書化・評価を進めるなどその整備を進めております。また、統合会計システムを導入することにより、数値管理の強化を図っております。
- ⑤当社およびグループ各社の役員、社員およびその他の従業員を対象に、「コンプライアンス・ホットライン」を開設し、通報を受けた情報につき事実関係の調査をおこない、当社各部署およびグループ各社に必要な対策を講じさせております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「文書取扱規程」に基づき、株主総会・取締役会その他重要な会議の議事録などの関係書類、重要な取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、文書保存期間類別に従い保存・管理するとともに、その安全管理（漏洩防止）対策の充実を図っております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①「危機管理規程」を制定し、危機情報の収集・管理・報告・公開、危機発生時の体制などの整備を図っております。これを受けて当社各部署は、「危機管理規程」に関する細則を定め、具体的な危機に対処する仕組みを整備しております。また、危機対応能力の向上を図るため、「コンプライアンスおよびリスク管理専門委員会」の下に「危機リスク小委員会」を設置し、当社

グループに重大な影響を及ぼしうるリスクへの対応策の整備などに取り組んでおります。

②特に鉄道事業においては、鉄道事業法の定めに基づき、運輸業統括責任者を安全統括管理者に選任するとともに「安全管理規程」を制定し、安全管理体制を構築しております。また、安全輸送の確保、非常災害への対処方法などについては、運輸業統括責任者を委員長とする「鉄道保安総合委員会」で幅広く審議しておりますほか、運転保安については「保安監査」を実施して、その結果を社長に報告しております。

③このほか、「京阪グループCSR委員会」の下に「環境マネジメント専門委員会」および「情報セキュリティ専門委員会」を設置し、ISO14001に基づく環境マネジメントシステムを実施するとともに、情報セキュリティ管理体制を整備しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

①グループ成長戦略を強力に推進するため、経営統括部門および当社グループの各事業を4つに区分した事業群に執行役員を配置する経営体制をとっております。

②取締役会は、当社グループ全体の3カ年を期間とする経営計画を策定し、これに基づき各事業群は業績目標を設定しております。取締役会は、その進捗状況を適宜管理するほか、業績達成の報告を受けるとともにこれに基づく効率性の分析報告を受けております。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社グループ全体の内部統制の整備を進めることにより、当社グループが利益ある成長を実現するための堅固な礎を築くため、「グループ会社管理規程」を制定しております。

②「京阪グループ情報システム戦略」を策定し、当社グループ全体のIT管理体制を確立して、ITに係る業務の適正の確保に努めております。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

①監査役の職務を補助すべき組織として監査役室を設置し、同室員（監査役スタッフ）は、管理職2名としております。

②監査役スタッフの異動、評価その他の人事については、監査役の意見を徴し、これを尊重しております。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

①当社の取締役、執行役員および使用人ならびにグループ各社の取締役は、定期的にその分掌する職務または会社の職務執行に係る事項を監査役に説明または報告しております。また、監査内部統制室は実施した内部監査の結果を監査役に報告しております。

②監査役は、取締役会のほか役員ミーティングに出席するものとし、取締役および執行役員には役員ミーティングにおいて業務執行の状況を報告することを義務付けております。また、経営会議など重要な会議に関する資料または議事録は監査役の閲覧に供しております。

③稟議書類などの業務執行に関する重要書類は、監査役に回付し閲覧に供しております。

8. その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

①監査役および監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確認するほか、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査環境の整備状況、監査上の重要課題などについて意見を交換し、代表取締役との相互認識を図っております。また、社外取締役とも必要に応じて会合をもち、情報交換をおこなっております。

- ②監査役は、会計監査人および監査内部統制室と定例会合をもつほか緊密な関係を保ち、組織的かつ効率的な監査体制を確保しております。
- ③「京阪グループ監査役協議会」を設置し、グループ各社の監査役の業務知識の向上と監査役間の情報交換をおこなっております。

株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様の全体的意思に基づいておこなわれるべきものと考えております。また、当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付のなかには、その目的などからみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容などについて検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保し、向上させていくためには、①鉄道事業を基幹としたライフステージネットワークを展開するなかで培ってきたお客さま、株主の皆様、お取引先、従業員、地域社会をはじめとするステークホルダーとの良好な信頼関係の維持・強化、②経営陣と従業員による経営理念・公共的使命・経営ビジョンの共有および経営の品格の向上、③多くのお客さまの人命を預かる鉄道事業をはじめとする極めて公共性の高い事業を営む企業グループとして必要とされる、安定的な経営基盤の確立、鉄道事業を支える設備・人材・技術などに対する深い理解、安全対策をはじめとする中長期的な視点に立った設備投資、日々の安全輸送を完遂するための安全マネジメントや従業員の教育訓練、および安全・安心の確保を最優先する企業風土づくりの継続的な推進、④鉄道事業と各事業の有機的な連携による相乗効果の発揮と京阪エリアの魅力向上により、京阪ブランドを醸成してこれを新たな事業展開の原動力とし、グループの総合力を最大限発揮していくための手法や発想の蓄積が不可欠であり、これらこそが当社の企業価値の源泉であると考えております。当社株式の大量買付をおこなう者が、当社の財務および事業の内容を理解するのはもちろんのこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解したうえで、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益は損なわれることとなります。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益に資さない大量買付をおこなう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 企業価値向上のための取組み

京阪グループを取り巻く社会・経済環境は、人口減少、消費者の価値観の変化、訪日外国人

旅行者の急増など、歴史的転換期を迎えております。こうした社会・経済環境の変化に機敏に対応していくため、京阪グループは、次の100年に向けた新たなステージ、いわば「第2の創業ステージ」に立ち、創業の精神を基点に次の世代に必要なとされ社会に貢献する商品、サービス、そして自らの在り様を果敢に創造する新たなチャレンジを開始すべく、京阪グループ中期経営計画「創生果敢」(平成27~29年度)(以下「本計画」といいます。)を推進しております。

本計画の概略は次のとおりであります。

①基本方針

京阪グループ第2創業ステージでの挑戦「創生果敢」

京阪グループは、創業以来一世紀にわたり育み守ってきた「安全・安心」の基盤をさらに強固にすると同時に、人口減少など厳しい経営環境に直面するなかで、創業の精神に立ち返り、社会の変化に機敏に対応して京阪グループ事業の質的向上を図り、過去の延長上から飛躍する新たな第一歩を踏み出す挑戦を開始します。

②主軸戦略

(1) 「観光創造」で新たな成長

年間5,000万人を超える観光客を迎える「京都」を沿線に持つ京阪グループは、その観光コンテンツ創造に注力し、京都への来訪・再訪を促進して沿線の成長を図ります。また、急伸する訪日外国人旅行者をターゲットとしたサービス・ラインナップの充実を図り、大阪・京都をはじめとする周辺エリアを含めたインバウンド市場の成長を京阪グループに取り込みます。

(2) 京阪沿線を新しくデザインする「沿線再耕」

高度成長期に急速に発展した京阪沿線は更新期を迎えていることから、駅を中心に沿線の「くらしの価値」を高めることに主眼を置いて新しく沿線をデザインする、ハード・ソフトの統合戦略として「沿線再耕」を展開します。

(3) 「くらしの価値」を高めるコンテンツの創造

お客さまのライフスタイルや求められる価値が変化する今日、理念を共有できる他企業・異業種との積極的な連携により「くらしの価値」を高める新たなコンテンツを創造し、コア事業である鉄道をはじめとするインフラ事業との相乗効果を高めます。特に、「健康的で美しくクオリティの高い生活」の実現と循環型社会に寄与するライフスタイル「*B I O - S t y l e*」をテーマとした新たなコンテンツの創造に取り組みます。

(4) 「確固たるグループ経営」のスタイル確立

運輸、不動産、流通、レジャー・サービスの4コア事業の競争力強化や事業拡大、新たな事業の創出など、確固たるグループ経営のスタイル確立のため、平成28年4月に持株会社体制に移行します。

③経営基盤の強化

(1) 「鉄道復権」に向けた間断なき鉄道活性化施策の推進

将来に繋がる基盤を構築することにより、旅客運輸収入の減少に歯止めをかけ、「鉄道復権」をめざします。

(2) グループの成長エンジンとしての不動産業

短期回転型販売事業を継続するとともに、賃貸事業で培ったノウハウを活かして主軸戦略に寄与し、沿線内外においてグループの成長エンジンとしての役割を果たします。

(3) 「まち」と「くらし」の価値を高める流通業

「沿線再耕」および「観光創造」に商業コンテンツを供給し、沿線を中心に「まち」と「くらし」の価値を高めるとともに、商業施設事業の沿線外での展開を推進します。

(4) 「観光創造」を担うホテルとレジャー事業

「観光創造」に向けたホテル開発および観光ルートの魅力向上を推進します。また沿線外も含めホテルの多店舗展開に向けた基礎固めとして既存ホテルのハード・ソフト両面での完成度向上を図り、出店拡大をめざします。

2. コーポレート・ガバナンスの強化

当社においては、経営陣の株主の皆様に対する責任の所在を明確化するため、当社の取締役の任期を1年としております。

さらに、現在、当社の取締役7名のうち2名は独立性を有する社外取締役を選任しており、また、監査役についても5名のうち3名は独立性を有する社外監査役を選任しております。これら社外取締役および社外監査役による当社経営に対する監督・監視機能の充実を図り、透明性の高い経営を実現するなど、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、平成21年6月24日開催の第87回定時株主総会においてご承認をいただき導入した当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「現行プラン」といいます。）を更新する（以下「本更新」といい、現行プランを更新したものを「本プラン」といいます。）ことを、平成24年5月9日開催の取締役会において決定し、これについて、平成24年6月19日開催の第90回定時株主総会においてご承認をいただいております。本プランの内容は次のとおりであります。

①本プランの目的

本更新は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、基本方針に沿っておこなわれたものであります。

当社は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない大量買付をおこなう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付がおこなわれる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉をおこなうことなどを可能とすることを目的としております。

②手続の設定

本プランは、(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得、または(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けをおこなう者の当該公開買付けに係る買付け等後の株券等所有割合およびその特別関係者の当

該公開買付けに係る買付け等後の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付けに該当する当社株券等の買付その他の取得もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案（以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とし、こうした場合に上記①の目的を実現するために必要な手続を定めております。

当社の株券等について買付等がおこなわれる場合、当該買付等をおこなおうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、買付内容などの検討に必要な情報および本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言などを記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等や当社取締役会から提出された情報、当社取締役会の代替案などが、独立性の高い社外者のみから構成される企業価値委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。企業価値委員会は、買付等の内容の検討、当社取締役会の提示する代替案の検討、買付者等との協議・交渉などをおこないます。

③新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

企業価値委員会は、買付者等による買付等が本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合や、当社の企業価値・株主の皆様のご利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合などにおいて、後述する新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、かかる新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告をおこないます。かかる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で会社が別途定める金額を払い込むことにより行使し、当社株式1株を取得することができ、また、買付者等を含む非適格者や非居住者による権利行使が原則として認められないとの行使条件および当社が非適格者以外の者から当社株式1株と引換えに原則として本新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項が付されております。当社取締役会は、企業価値委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実施などの決議をおこなうものとします。ただし、当社取締役会は、本プラン所定の場合には株主の皆様の意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。）を招集し、新株予約権無償割当ての実施に関して株主の皆様の意思を確認することができるものとされており、この場合には、当社取締役会は、株主意思確認株主総会の決議に従い、決議をおこなうものとします。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様への情報開示を通じて透明性を確保することとしております。

本新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主の皆様にご直接的な影響が生じることはありません。他方、本プランに従って本新株予約権の無償割当てが実施された場合、株主の皆様が本新株予約権の行使手続をおこなわなければその保有する当社株式が希釈化する場合があります（ただし、当社が当社株式の交付と引換えに本新株予約権の取得をおこなった場合には、株式の希釈化は生じません。）。

④本プランの有効期間および廃止

本プランにおける本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間（以下「有効期間」といいます。）は、第90回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされています。

ただし、有効期間の満了前であっても、(i) 当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議

がおこなわれた場合、または、(ii) 当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議がおこなわれた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

(注) 本プランの詳細な内容は、インターネット上の当社ウェブサイト

(<http://www.keihan.co.jp/rightsplan/2012/>) に掲載しております。

(4) 取組みが基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

①基本方針の実現に資する特別な取組み(上記(2))について

本計画をはじめとして、上記(2)に記載した取組みは、当社の経営理念や公共的使命を背景に、引き続き当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上を図るために策定したものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。従って、これらの取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様の共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

②基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(上記(3))について

本更新は、上記(3)①記載のとおり、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的としておこなわれたものであり、基本方針に沿うものです。

特に、本更新は、株主総会において株主の皆様の承認を得ておこなわれたものであること、その内容として本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、独立性の高い社外者のみによって構成される企業価値委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず企業価値委員会の判断を経ることが必要とされていること、一定の場合には、本プランの発動の是非について株主意思確認株主総会において株主の皆様の意思を確認することとされていること、企業価値委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を受けることができるとされていること、当社取締役の任期は1年とされていること、本プランの有効期間が3年間と定められたうえ、株主総会または取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

<ご参考>

なお、本プランは本総会終結の時をもって失効することから、当社は、平成27年4月30日開催の取締役会において、本総会における株主の皆様からのご承認を条件に、本プランを更新することを決定しております。更新後の買収防衛策については、株主総会参考書類18頁から30頁(二「本プランの内容」)に記載のとおりであります。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 40社

主要な連結子会社の名称 京阪バス(株)、京阪電鉄不動産(株)、(株)京阪流通システムズ、(株)京阪百貨店

京阪アセットマネジメント(株)は新たに設立したため、(株)ビオ・マーケットは株式を取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。また、(株)京阪エンジニアリングサービスは事業の一部を会社分割により、当連結会計年度に新たに設立した(株)京阪エンジニアリングサービス分割準備会社に承継するとともに、分割会社は京阪ビルテクノサービス(株)に、承継会社は(株)京阪エンジニアリングサービスに商号を変更しております。これにより、(株)京阪エンジニアリングサービスを当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称 (株)京阪ビジネスマネジメント

連結の範囲から除いた理由

総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)のそれぞれの合計額等が、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び名称

持分法を適用した非連結子会社 該当ありません

持分法を適用した関連会社の数 2社

中之島高速鉄道(株)、(株)大阪マーチャンダイズ・マート

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な非連結子会社及び関連会社の名称 (株)京阪ビジネスマネジメント、枚方PFI学校環境サービス(株)

持分法を適用していない理由

当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)のそれぞれの合計額等が、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

i) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの

主として期末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

時価のないもの

主として移動平均法に基づく原価法

ii) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品

主として売価還元法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

販売土地及び建物

個別法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

貯 蔵 品

主として移動平均法に基づく原価法

(2) 有形固定資産の減価償却の方法(リース資産を除く)

主として定率法によっておりますが、一部については定額法によっております。

(3) リース資産の減価償却方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 引当金の計上基準

i) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ii) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

iii) 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社において、役員退職慰労金に関する内規に基づく期末要支給額を計上しております。

iv) 商品券等引換損失引当金

一定期間経過後に収益計上した未引換の商品券等について、将来の引換時に発生する損失に備えるため、合理的に見積もった将来引換見込額を計上しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

i) 工事負担金等の会計処理

当社及び連結子会社のうち2社は、鉄軌道事業における連続立体交差化工事や踏切道拡幅工事等をおこなうにあたり、地方公共団体等より工事費の一部として受けている工事負担金等を、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。

なお、連結損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

ii) ヘッジ会計の方法

当社及び連結子会社のうち3社において、ヘッジ会計をおこなっております。

①ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

金利スワップ

(ヘッジ対象)

借入金の利息

③ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引をおこなっており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとにおこなっております。

④ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの想定元本、利息の受払条件(利子率、利息の受払日等)及び契約期間がほぼ同一であり、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

iii) 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10～15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

iv) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

v) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び平成22年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、発生原因に応じ20年以内で均等償却しております。平成22年4月1日以降に発生した負ののれんは、当該負ののれんが生じた連結会計年度の利益として処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退

職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が1,466百万円増加し、退職給付に係る資産が427百万円、利益剰余金が1,418百万円減少しております。なお、当連結会計年度の損益及び1株当たり純資産額に与える影響は軽微であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	1百万円
建物及び構築物	82,564百万円
機械装置及び運搬具	11,152百万円
土地	73,163百万円
その他の有形固定資産	555百万円

(2) 担保に係る債務

長期借入金（1年以内返済予定額を含む）	50,852百万円
長期未払金（1年以内償還予定額を含む）	15百万円
買掛金	51百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 394,550百万円

4. 保証債務等

保証予約額 26,662百万円

5. 固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等累計額 179,904百万円

6. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律に基づき、事業用土地の再評価をおこなない、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令第2条第3号及び第5号に定める方法によっております。

再評価をおこなった年月日 平成14年3月31日

(連結損益計算書に関する注記)

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	565,913,515	—	—	565,913,515

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月19日 定時株主総会	普通株式	1,967	3.5	平成26年3月31日	平成26年6月20日
平成26年10月31日 取締役会	普通株式	1,686	3.0	平成26年9月30日	平成26年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年6月17日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月17日 定時株主総会	普通株式	1,686	利益剰余金	3.0	平成27年3月31日	平成27年6月18日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については主に銀行等金融機関からの借入や社債の発行によっております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの期日管理及び残高管理などの方法によりリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、時価や発行体の財務状況の把握を定期的におこなっております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の借入金の金利変動リスクに対してデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用し支払利息の固定化をおこなっております。なお、デリバティブ取引は借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引はおこなわない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 現金及び預金	26,600	26,600	—
(2) 受取手形及び売掛金	30,892	30,892	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	213	214	0
② その他有価証券	31,523	31,523	—
(4) 支払手形及び買掛金	(11,404)	(11,404)	—
(5) 短期借入金	(61,171)	(61,171)	—
(6) 社債（1年以内償還予定額を含む）	(70,655)	(73,934)	3,279
(7) 長期借入金（1年以内返済予定額を含む）	(179,167)	(184,035)	4,867
(8) デリバティブ取引	—	—	—

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債

当社グループの発行する社債の時価は、主として市場価格に基づき算定する方法によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入をおこなった場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入をおこなった場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8)デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております。

(注2)非上場株式等(連結貸借対照表計上額3,133百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)②その他有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸用のオフィスビル及び賃貸商業施設等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位:百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
142,930	179,905

(注1)連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2)当連結会計年度末の時価は、主要な物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定された金額、その他の物件については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	334円67銭
1株当たり当期純利益金額	31円78銭

(重要な後発事象に関する注記)

(当社事業の会社分割)

当社は平成27年4月30日開催の取締役会において、平成28年4月1日を効力発生日として持株会社体制に移行するため、当社の鉄軌道事業、遊園地業を当社の子会社である京阪電気鉄道分割準備株式会社(以下「鉄道準備会社」といいます。)に、不動産販売事業を当社の子会社である京阪電鉄不動産株式会社(以下「京阪電鉄不動産」といいます。)に、それぞれ会社分割により承継させることを決議し、同日各承継会社との間で吸収分割契約を締結いたしました。(以下、当該会社分割を「本件分割」といいます。)

なお、本件分割については、平成27年6月17日開催予定の当社定時株主総会において関連議案が承認可決されること、及び必要に応じ所管官公庁の許認可などが得られることが前提条件となります。

1. 持株会社体制への移行目的

当社グループは、平成18年11月に京阪グループ経営ビジョン「「選ばれる京阪」への挑戦」を公表し、平成22年を目途に持株会社体制へ移行する方針を定めましたが、平成20年秋に生じた米国の金融危機(リーマン・ショック)を契機とする世界規模の景気悪化の影響などにより、平成22年4月に持株会社体制への移行を一旦見送ることを決定いたしました。

その後、平成24年度に開始した中期経営計画に基づき、徹底的な効率化に取り組み強靱な経営基盤の構築を積極的に推進いたしました結果、現在、各事業の収支は改善し、自律的な成長戦略を描く地盤が整いつつあります。

一方で、人口減少、消費者の価値観の変化、訪日外国人旅行者の急増など、当社グループを取り巻く社会・経済環境は歴史的転換期にあります。

こうした状況のもと、創業100年を経た当社グループが次の100年に向けた「第2の創業ステージ」に立ち、次世代に必要とされる新しい価値を創造していくためには、各事業の自立化により、一層の体質強化と意識改革を図りグループ各事業に適合した経営スタイルを確立するとともに、持株会社がリーダーシップを発揮することで、グループCRE(グループ保有不動産の最有効活用)をはじめとしたグループ経営資源の戦略的有効活用を推進し、グループ横断的な戦略を積極的に講じていく必要があります。そして、持株会社体制へ移行することによって、各事業の更なる競争力強化、当社グループ事業の拡大、異業種との提携やM&Aなども活用した新たな事業の創出、及び沿線エリアの中長期的視点での価値向上といった課題に取り組み、持続的な成長と企業価値の向上を図ってまいります。

2. 本件分割の要旨

(1) 本件分割の日程

i) 株主総会基準日 (当社)	平成27年3月31日 (火)
ii) 分割決議取締役会 (当社、鉄道準備会社(注1)) (京阪電鉄不動産)	平成27年4月30日 (木) 平成27年4月24日 (金)
iii) 分割契約締結 (当社、鉄道準備会社、京阪電鉄不動産)	平成27年4月30日 (木)
iv) 分割承認株主総会 (当社) (鉄道準備会社) (京阪電鉄不動産)	平成27年6月17日 (水) (予定)(注2) 平成27年6月17日 (水) (予定) 平成27年6月16日 (火) (予定)
v) 分割効力発生日	平成28年4月1日 (金) (予定)

(注1) 鉄道準備会社は、平成27年4月1日に当社完全子会社として新設いたしました。

(注2) 京阪電鉄不動産を承継会社とする吸収分割は、会社法第784条第2項の規定に基づき、当社株主総会の承認を得ずにおこなう予定です。

(2) 本件分割の方式

当社を分割会社とし、当社の完全子会社である鉄道準備会社、京阪電鉄不動産を承継会社とする分社型吸収分割です。

(3) 本件分割に係る割当ての内容

本件分割における承継会社のうち、鉄道準備会社はその株式200株を、京阪電鉄不動産はその株式200株を、それぞれ当社に対し割当交付いたします。なお、上記各承継会社との吸収分割は、当社の完全子会社を承継会社とした吸収分割であることから、第三者機関による算定は実施しておりません。

(4) 本件分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

新株予約権及び新株予約権付社債のいずれも発行していないため、該当事項はありません。

(5) 本件分割により増減する資本金

本件分割による当社の資本金の変更はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

- i) 鉄道準備会社は、当社との間で締結した平成27年4月30日付の分割契約書に別段の定めがあるものを除き、効力発生日に当社が営む鉄軌道事業及び遊園地業に係る事業に関して有する一切の資産及び権利、効力発生日において当社が上記の事業に関して負担する一切の債務及び義務並びにこれらにかかる一切の契約上の地位を承継します。
- ii) 京阪電鉄不動産は、当社との間で締結した平成27年4月30日付の分割契約書に別段の定めがあるものを除き、効力発生日に当社が営む不動産販売事業に係る事業に関して有する一切の資産及び権利、効力発生日において当社が上記の事業に関して負担する一切の債務及び義務並びにこれらにかかる一切の契約上の地位を承継します。

(7) 債務履行の見込み

当社は、本件分割後に予想される当社及び各承継会社の資産及び負債の額並びに収益状況について検討した結果、本件分割後の当社及び各承継会社の負担すべき債務につき履行の確実性に問題はないものと判断しております。なお、各承継会社が承継する債務及び義務については、重畳的債務引受の方法によるものとします。

3. 分割当事会社の概要

(1) 分割会社

商号	京阪電気鉄道株式会社 (平成 28 年 4 月 1 日付で「京阪ホールディングス株式会社」に商号変更予定)
所在地	大阪府枚方市岡東町 173 番地の 1
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 加藤 好文
主な事業内容	鉄軌道事業、不動産事業
決算期	3 月
資本金	51,466 百万円 (平成 27 年 3 月 31 日現在)
総資産	521,656 百万円 (平成 27 年 3 月 31 日現在)
純資産	156,567 百万円 (平成 27 年 3 月 31 日現在)

(2) 承継会社

商号	京阪電気鉄道分割準備株式会社
所在地	大阪府枚方市岡東町 173 番地の 1
代表者の役職・氏名	代表取締役 堀野 和久
主な事業内容	鉄軌道事業 (なお本件分割前は事業をおこなっておりません)
決算期	3 月
資本金	10 百万円 (平成 27 年 4 月 1 日設立時現在)
総資産	10 百万円 (平成 27 年 4 月 1 日設立時現在)
純資産	10 百万円 (平成 27 年 4 月 1 日設立時現在)

商号	京阪電鉄不動産株式会社
所在地	大阪市中央区大手前 1 丁目 7 番 31 号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 三浦 達也
主な事業内容	不動産業
決算期	3 月
資本金	3,394 百万円 (平成 27 年 3 月 31 日現在)
総資産	70,314 百万円 (平成 27 年 3 月 31 日現在)
純資産	14,667 百万円 (平成 27 年 3 月 31 日現在)

4. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

承継会社	分割する部門の事業内容
鉄道準備会社	鉄軌道事業、遊園地業
京阪電鉄不動産	不動産販売事業

(2) 分割する部門の経営成績

分割する部門の 事業の内容	平成 27 年 3 月期 分割事業営業収益	平成 27 年 3 月期 当社営業収益	比率 (%)
鉄軌道事業、遊園地業	55,275 百万円	86,342 百万円	64.0
不動産販売事業	15,260 百万円		17.7
計	70,535 百万円	86,342 百万円	81.7

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額

i) 鉄道準備会社へ分割する資産、負債の項目及び金額

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	5,582 百万円	流動負債	15,714 百万円
固定資産	193,891 百万円	固定負債	33,518 百万円
計	199,474 百万円	計	49,233 百万円

ii) 京阪電鉄不動産へ分割する資産、負債の項目及び金額

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	58,221 百万円	流動負債	3,483 百万円
固定資産	4,421 百万円	固定負債	744 百万円
計	62,643 百万円	計	4,228 百万円

なお、分割する資産及び負債の帳簿価額は平成27年3月31日現在の貸借対照表を基準に算出した概算見込額であり、実際に分割承継される金額は上記金額とは異なります。

5. 本件分割後の状況（平成28年4月1日予定）

(1) 上場会社の状況

商号	京阪ホールディングス株式会社 (平成28年4月1日付で「京阪電気鉄道株式会社」から商号変更予定)
所在地	大阪府枚方市岡東町173番地の1
主な事業内容	グループ経営に関する事業など
資本金	51,466 百万円

(2) 承継会社の状況

商号	京阪電気鉄道株式会社 (平成28年4月1日付で「京阪電気鉄道分割準備株式会社」から商号変更予定)
所在地	大阪府枚方市岡東町173番地の1
主な事業内容	鉄軌道事業
資本金	100 百万円

商号	京阪電鉄不動産株式会社
所在地	大阪府中央区大手前1丁目7番31号
主な事業内容	不動産業
資本金	3,394 百万円

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法

其他有価証券

時価のあるもの

期末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売土地及び建物

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 有形固定資産の減価償却の方法

鉄軌道事業取替資産

取替法

建物

定額法

其他の有形固定資産

定率法

ただし、鉄軌道事業固定資産のうち「大津線」の構築物、車両、機械装置については定額法

また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

i) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ii) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 工事負担金等の会計処理

鉄軌道事業における連続立体交差化工事や踏切道拡幅工事等をおこなうにあたり、地方公共団体等より工事費の一部として受けている工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。

なお、損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を工事負担金等圧縮額として特別損失に計上しております。

(2) ヘッジ会計の方法

i) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

ii) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

金利スワップ

(ヘッジ対象)

借入金の利息

iii) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引をおこなっており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとにおこなっております。

iv) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの想定元本、利息の受払条件（利子率、利息の受払日等）及び契約期間がほぼ同一であり、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を当期首より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当期首の退職給付引当金が1,102百万円増加し、利益剰余金が709百万円減少しております。なお、当期の損益に与える影響及び当期の1株当たり純資産額に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1)担保に供している資産

鉄軌道事業固定資産 156,410百万円

(2)担保に係る債務

長期借入金(1年以内返済予定額を含む) 45,073百万円

長期未払金(1年以内償還予定額を含む) 15百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 308,623百万円

4. 事業用固定資産

有形固定資産

土地 163,789百万円

建物 87,278百万円

構築物 64,105百万円

車両 7,517百万円

その他 4,895百万円

無形固定資産 5,353百万円

5. 保証債務等

(1)保証債務額 873百万円

(2)保証予約額 33,899百万円

6. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 14,331百万円 長期金銭債権 6,200百万円

短期金銭債務 31,248百万円 長期金銭債務 6,759百万円

7. 固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等累計額 173,541百万円

8. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律に基づき、事業用土地の再評価をおこない、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令第2条第3号及び第5号に定める方法によっております。

再評価をおこなった年月日 平成14年3月31日

(損益計算書に関する注記)

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 営業収益 86,342百万円

3. 営業費

運送営業費及び売上原価 43,351百万円 販売費及び一般管理費 10,430百万円

諸税 4,274百万円 減価償却費 11,773百万円

4. 関係会社との取引高

営業収益 12,581百万円 営業費 12,615百万円

営業取引以外の取引高 4,737百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当期首 株式数(株)	当期増加 株式数(株)	当期減少 株式数(株)	当期末 株式数(株)
普通株式	3,740,367	83,953	1,648	3,822,672

(注1)普通株式の自己株式の株式数の増加83,953株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(注2)普通株式の自己株式の株式数の減少1,648株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金繰入限度超過額、有価証券等評価損であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額、退職給付信託設定益であります。

(実効税率の変更)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等がおこなわれることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.2%となります。

この変更により、当期末の繰延税金負債の純額が161百万円減少し、法人税等調整額が485百万円、その他有価証券評価差額金が647百万円それぞれ増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債が3,454百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、一部所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社

(単位：百万円)

属性	会社名	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱京阪流通システムズ	直接100%	建物の賃貸	建物の賃貸(注1)	5,871	長期預り敷金保証金	5,494
			資金の貸借	キャッシュマネジメントシステム借入金(注2)	4,566	短期借入金	5,269
関連会社	中之島高速鉄道㈱	直接33.50%	借入金の保証予約 役員の兼務	保証予約(注3)	26,532	—	—

取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 建物の賃貸については、一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) キャッシュマネジメントシステム借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、取引が反復的におこなわれているため、取引金額は期中の平均残高を記載しております。

(注3) 保証予約は、㈱日本政策投資銀行ほかからの借入金26,532百万円に対して付しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 278円54銭

1株当たり当期純利益金額 16円46銭

(重要な後発事象に関する注記)

(当事業の会社分割)

当社は平成27年4月30日開催の取締役会において、平成28年4月1日を効力発生日として持株会社体制に移行するため、当社の鉄軌道事業、遊園地業を当社の子会社である京阪電気鉄道分割準備株式会社、不動産販売事業を当社の子会社である京阪電鉄不動産株式会社に、それぞれ会社分割により承継させることを決議し、同日各承継会社との間で吸収分割契約を締結いたしました。(以下、当該会社分割を「本件分割」といいます。)

なお、本件分割については、平成27年6月17日開催予定の当社定時株主総会において関連議案が承認可決されること、及び必要に応じ所管官公庁の許認可などが得られることが前提条件となります。

詳細については「連結注記表 重要な後発事象に関する注記」に記載しております。